

## 医療 DX 推進体制に関する説明事項

富山赤十字訪問看護ステーション

2024 年診療報酬改定に伴い、当ステーションは地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報を取得、活用して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を月 1 回に限り 50 円を所定額に加算します。

### 1. 目的

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供することを目的とします。

### 2. 個人情報の取り扱いについて

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密や個人の情報等については、利用者または第三者の生命や身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中も契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

### 3. 資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者及び代理人の同意に基づき行います。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

### 4. 体制について

- (1) オンライン請求を行っているステーションで、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (2) 居宅同意取得型オンライン資格確認等のシステムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。
- (3) 医療 DX 推進の体制について、事業所内に掲示し、法人ホームページにも掲載します。